

令和8年度香川県立屋島少年自然の家弁当提供業務仕様書

1 業務履行期間等

業務履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、実施日及び配達時間は、屋島少年自然の家（以下、「施設」という。）と調整のうえ決定する。

2 納入場所 香川県高松市屋島東町34-1
香川県立屋島少年自然の家

3 提供内容

昼食弁当、夕食弁当各々1種類を提供する。

※ただし、弁当の献立は昼食、夕食合わせて8種類以上とし、その中から選択することができるようすること。

4 対象者及び委託予定食数

(1) 対象者（弁当提供を受けるもの）は、施設の利用者とする。

※施設利用者は、主に小学校高学年から中学校が学校行事として利用している。

(2) 委託予定食数は各々下表のとおりであるが、感染症等の影響により、大幅に変動する場合がある。

施設名	納入見込数量	
	弁当（昼）	弁当（夜）
屋島少年自然の家	15,000食	15,000食
合計	30,000食	

5 業務内容

(1) 献立

ア 受託者が献立を提供し、委託者と協議の上決定する。

イ 弁当の献立は、昼食、夕食合わせて8種類以上とし、その中から選択することができるようすること。

ウ 献立構成は、最低8種類は、主食、副食（主菜、副菜）を基本とし、副食は3品以上とすること。ただし、主菜は1品以上とすること。また、生野菜はその種類、量を問わず1品としてカウントしない。なお、8種類の弁当の副菜の献立は、同内容のものは3回までとし、主菜は2品までとする。

エ 特定原材料8品目（卵、乳、小麦、えび、かに、落花生、そば、くるみ）及びその他利用団体から相談があった品目について、可能な限り代替食によるアレルギー対応すること。なお、アレルギー対応食に伴う費用は受託者の負担とする。

(2) 使用食材

食材は、商品規格書を提供し、衛生基準、品質基準、産地等の把握により安全性を確認できるものを使用すること。

(3) 調理・盛付

食品衛生法、及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に従って、HACCPの考え方を取り入れた重点衛生管理を行い、食中毒の予防に努めること。また異物混入に関しては細心の注意を払うこと。

(4) 弁当パック等及び残菜の処理等

- ア 弁当パック等は、受託者の準備したものを使用する。
- イ 弁当パック等殻及び残飯は受託者が引き取るものとする。

(5) 納入及び配送

ア 昼食は原則利用日当日の11時30分まで、夕食は16時30分までに施設へ納入すること。なお、利用団体の活動内容によっては、納入希望時間が前後する可能性がある。

イ 配送は保冷車等を使用し、適切な温度管理、衛生管理のもとで行うこととし、指定日時までに指定場所に確実に配送すること。

ウ 事故その他やむを得ない事情により、配送が予定時刻より遅れる場合は施設に速やかに連絡し、対応策について協議すること。

エ 配送料は、弁当の単価に含めること。

(6) 予約及び予約の変更・取消

ア 予約及び予約の変更・取消は、施設が行うこととする。

イ 予約の変更・取消は、原則、土日祝日を除く利用日の3日前までとする。

ウ 暴風・大雨・洪水などの気象警報が発表された場合や感染症の影響等の特段の事情がある場合の変更・取消については、別途協議する。

(7) 代金の支払い

代金は、月ごとに支払うこととし、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 衛生管理・事故対応等

- (1) 安全管理、衛生管理は、大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)に従って行う。
- (2) 受託者は保存食として、原材料及び調理済食品を食品ごとに50gずつ採取し、清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、専用冷凍庫に-20℃以下で2週間以上保管すること。
なお、保存食に係る経費は受託者の負担とする。
- (3) 施設等から立入検査の連絡があった場合、調理施設・配送車両等の立入検査を受けなければならないものとする。
- (4) 事故が発生した場合は適切な処理を行い、施設及び行政機関等に速やかに報告すること。
- (5) 受託者の責による事故が発生した場合には、対象者への損害賠償を行うこと。

7 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じたときは、施設と受託者が協議して定める。
- (2) 応札前に提供する弁当のメニュー一覧(写真を含む)を8種類以上提供すること。
なお、提供予定の各々の弁当について献立及び食物アレルギー物質表も合わせて提出すること。